

資料 1-B 臨時的任用職員と任期付き職員の勤務条件の比較

木更津市の臨時保育士と市原市の育休代替保育士の勤務条件

市立小中学校・県立高校の講師 (参考)	勤務条件	木更津市立保育園の臨時保育士	市原市立保育園の保育士	
千葉県	辞令	木更津市 (非正規職員)	市原市 (正規職員)	市原市 (非正規職員)
辞令に記載	雇用期間	業務の内容や、雇用の必要の度合いにより異なります	最長3年の任期付	6月までの任用、更新は6月を限度として1度可能
地方公務員法22条 3/30に退職。4/1以降に別の学校へ	任用根拠	地方公務員法第22条	地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項第1号 育休代替任期付職員	地方公務員法第22条5項 臨時的任用職員
臨時的任用職員 講師 週5日 1日7時間45分勤務 勤務時間の割り振りは所属長が決める	勤務態様	臨時的任用職員 保育士	任期付職員 保育士 1日7時間45分又は4時間(土曜日)、平均して1週間あたり38時間45分 育児休業が取得できないなど一部の条件を除き、原則として任期の定めのない職員と同様	臨時的任用職員 保育士 突発的な育休やその他特別保育などに対する勤務時間は、最長7時間30分。
土曜 日曜 祝日 年末年始(12/29から1/3まで)	休日	土曜 日曜 祝日 年末年始(12/29から1/3まで) ただし土曜勤務分代替対応	週休日(4週間につき7日)及び祝日	土曜 日曜 祝日 年末年始(12/29から1/3まで)
年次休暇 療養休暇	有給休暇	雇用期間や勤務時間数に応じて、年次有給休暇あり	年次有給休暇 療養休暇等(任期の定めのない職員と同様)	年次有給休暇(労働基準法に基づいた日数)
基本給 指令に記載の級号給 経験により決定	給与	日額7800円(5年未満の経験) 日額8600円(5年以上の経験) 1時間当たりの賃金額は、賃金日額を7時間45分で除し1円未満を四捨五入した額	基本給 条例に記載の級号給 経験により決定	時給1100円
期末・勤勉手当として6月と12月に支給 ただし、勤務期間により減額あり	賞与	なし	期末・勤勉手当として6月と12月に支給 ただし、勤務期間により減額あり	一時金 なし
交通機関利用の場合、運賃相当額を支給 民間駐車場利用時の補助なし	通勤手当	交通機関利用の場合は運賃相当額、交通用具利用の場合は、通勤距離が片道2キロメートル以上の場合は、交通費を支給(150円、200円、300円)	交通機関利用の場合は運賃相当額、交通用具利用の場合は用具・距離に応じて手当支給(2km以上) 民間駐車場利用時の補助なし	交通機関利用の場合は運賃相当額、交通用具利用の場合は用具・距離に応じて手当支給(2km以上) 民間駐車場利用時の補助なし
自らの居住のため、一定額を超える家賃を支払っている場合支給	住宅手当	なし	自らの居住のため、一定額を超える家賃を支払っている場合等に支給	なし
配偶者、22歳までの子、60歳以上の父母等を扶養している場合支給 ただし、扶養家族の収入状況等による	扶養手当	なし	配偶者、22歳までの子、60歳以上の父母等を扶養している場合支給 ただし、扶養家族の収入状況等による	なし
社会保険・厚生年金加入(二か月を超える任用の場合) 雇用保険は、任用期間が31日以上6か月未満の場合は加入 公務災害の補償については、地方公務員災害補償基金の対象 6か月以上任用で退職手当を支給	加入保険	雇用期間及び勤務時間数等により、社会保険及び雇用保険に加入 退職手当なし 公務災害の補償については、地方公務員災害補償基金の対象	共済保険・年金に加入 雇用保険の加入なし 退職手当を支給 公務災害の補償については、地方公務員災害補償基金の対象	雇用期間及び勤務時間数等により、社会保険及び雇用保険に加入 退職手当なし 公務災害の補償については、労災保険適用